

学校保健安全法による出席停止について（お知らせ）

お子様が学校感染症に罹患したとの連絡を受けました。学校保健安全法第19条の規定より、出席停止となります。なお、この期間は欠席扱いにはなりません。他の児童への感染を防ぐため、また病気の悪化を防ぐために、医師の登校許可が出るまでゆっくり休養させてください。なお、学校保健安全法では出席停止の期間が次のように定められています。

種別	病名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、ジフテリア、急性灰白髄炎（ポリオ）、重症急性呼吸器症候群（SARS）鳥インフルエンザ（H5N1に限る）	治癒するまで
第二種	百日咳	特有の咳が消える、または5日間の抗菌性物質製剤による治療完了まで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	腫れが出た後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	全ての発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	全ての発疹が痂皮化（かさぶたになる）するまで
第三種	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで

◇ 学校に登校するときは、担当医に次の証明を記入していただいて、登校許可が出たところで忘れずに持ってきてください。

	証明書
1. 児童 学年組 氏名	北杜市立長坂小学校 年 組：氏名
2. 診断 名	
3. 出席停止期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
4. 登校 日	平成 年 月 日から登校しても差し支えがない
5. 医療機関名 医師名	平成 年 月 日 印

※インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）に限っては、この証明書ではなく北杜市教育委員会による「インフルエンザ様疾患による再登校報告書」に保護者が記入して提出していただきます。